

特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES

組 織 運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES (以下「本法人」という。)の組織及び運営に関する事項について定める。

(役員の職務)

第2条 本法人の役員の職務は、定款第4章第15条の定めるところによるほか、この規程の定めるところによるものとする。

2 理事長の職務は、定款第15条第1項の定めるところによるものとする。

3 副理事長の職務は、定款第15条第2項の定めるところによるものとする。また、本法人のコンプライアンス推進を担当するものとする。

4 理事の職務は、定款第15条第3項ならびに理事の職務規程の定めるところによるものとする。

5 監事の職務は、定款第15条第4項の定めるところによるものとする。また、本法人の業務執行の状況を監査するものとする。

(組織)

第3条 本法人に必要な用務を行うために事務局と附置研究所を置く。

(事務局)

第4条 事務局長は事務局を統括し、事務局は次の3チームにより運営する。

- (1) 管理業務チーム
- (2) システム運用開発チーム
- (3) コンテンツ制作チーム

(管理業務)

第5条 管理業務チームは、主に経理、人事、営業事務、資産管理、物品調達等の総務業務を行うものとする。

(システム運用開発)

第6条 システム運用開発チームは、主に IT インフラに関する管理、障害対応業務、システム開発及び開発したシステムの利用方法についてのサポート業務を行うものとする。

(コンテンツ制作)

第7条 コンテンツ制作チームは、主に当法人の教育コンテンツ等のコンテンツ開発業務を行うものとする。

(附置研究所)

第8条 研究所長は研究所を統括する。

- 2 研究所に専任研究員を置く。また必要に応じて非常勤研究員と客員研究員を置くことができる。
- 3 研究所の管理業務は、本法人の管理業務チームが担当する。

(研究員の選考)

第9条 研究員は、別に定める選考基準に基づき研究所長が選考し、理事長が任免する。

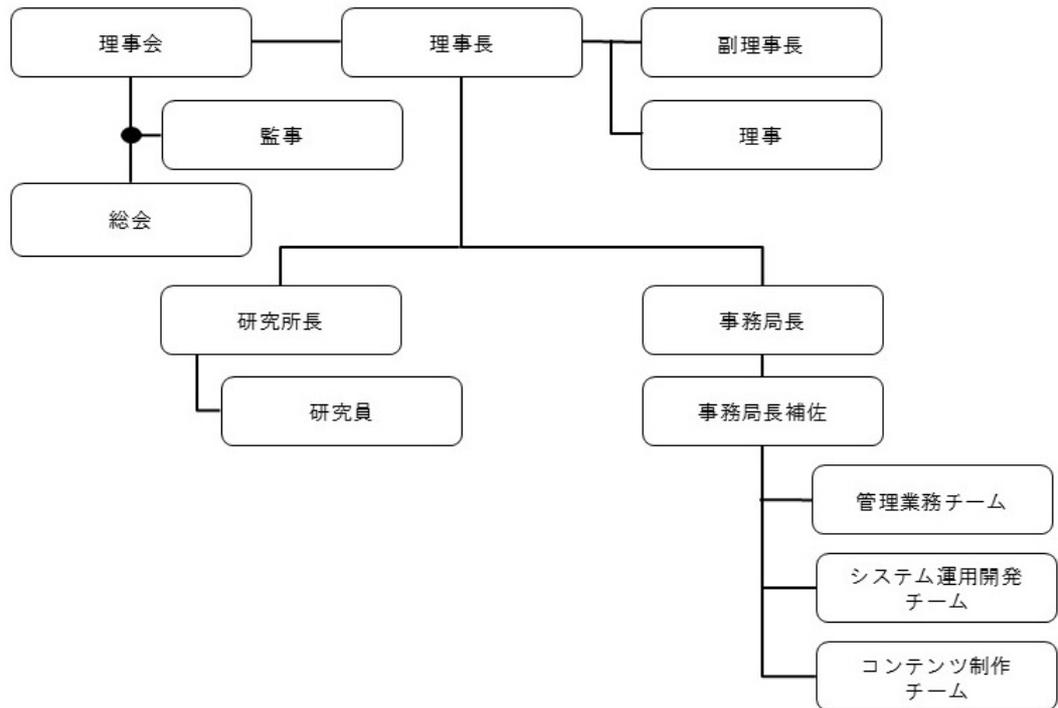
(研究員の用務)

第10条 研究員は定款第20条に掲げる研究所の目的にそって自発的に研究計画を立案し、実施することができる。また、進んで学会等にも参加し、研究結果を公表しなければならない。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

参考：



附 則

この規程は平成27年6月27日から施行する。



附 則

この規程は平成27年11月17日から施行する。